

令和 6 年 3 月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 6 年 3 月 2 7 日

長野県安曇野市農業委員会

令和6年3月安曇野市農業委員会定例総会

○招集年月日 令和6年3月27日

○会議の日時 令和6年3月27日 午後 1時30分

○招集の場所 安曇野市役所 4階大会議室

○出席委員（23名）

1番	池上洋助君	2番	矢淵一良君
3番	甕信君	4番	岡山きみ子君
5番	田口博之君	6番	井口勝也君
7番	三枝守和君	8番	上條弘勝君
10番	長崎要君	11番	山田太一君
12番	海川信義君	13番	藤原光弘君
14番	中村洋子君	15番	丸山隆也君
16番	川上辰昇君	17番	請地康仁君
18番	笠原哲雄君	19番	降幡修二君
20番	浅川増行君	21番	渡辺正幸君
22番	塚田善久君	23番	佐原悦司君
24番	中島完二君		

○欠席委員（1名）

9番 平川邦夫君

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	宮沢英昭君	事務局次長	松島弘泰君
事務局員	沖和義君	事務局員	折井希望君

○議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 農業委員会憲章唱和
- 4 議長着任
 - (1) 出席者数の報告
 - (2) 議事録署名人の指名
- 5 議 事
 - (1) 議案第1号 農地法第3条許可申請審議
 - (2) 議案第2号 農地法第4条許可申請審議

- (3) 議案第3号 農地法第5条許可申請審議
 - (4) 議案第4号 農地の非農地決定申請審議
 - (5) 議案第5号 相続税納税猶予に係る証明申請審議
 - (6) 議案第6号 農用地利用集積計画審議 所有権移転
 - (7) 議案第7号 農用地利用集積計画審議 利用権設定
 - 6 報告事項
 - 7 その他
 - 8 議長退任
 - 9 閉 会
-

午後 1時30分 開会

○事務局（宮沢英昭君） それでは、中島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（中島完二君） 皆さん、こんにちは。今日はお忙しいところ、大変ご苦労さまでございます。

今日は非常に暖かいですね。昨日まで寒くて、天候不順ということで、ましてや今、三寒四温ということで天候が非常に乱れていて、体調も管理するのは大変難しいということでございます。こういう時期でございますので自律神経がおかしくなる人が多いそうです。どうか皆さん、春の農作業に向けて体調を整えていただきたいと思います。

間もなく4月でございます。今年はこの間の寒さの加減で桜が大分遅れているようでございます。しかし、それもあつという間に取り戻せるような気がいたします。

そしてあと心配なのは、4月にはやはり凍霜害、これが心配ですね。昨年度の凍霜害の被害は長野県で23億だそうですでございます。そして気温が上がると温暖化によりまして花の咲くのが早くなってきている、そうするとやはり凍霜害になる確率が多いわけですよね。ですから、皆様方もどうぞ自分のできる範囲で凍霜害の対策をしていただきたいと思います。防霜ファンのある方はその日に防霜ファンを回していただいて、あと凍霜害の薬、この間言った芽守液ですか、ある方はまいて、そのほか自分でできる限りのことをして凍霜害から守っていただきたいと思います。

それでは、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、ありがとうございました。

続きまして、農業委員会憲章の唱和を行います。議案集の表紙裏をご覧ください。

11番、山田太一委員の先唱にてお願いをいたします。皆様、ご起立ください。

（唱 和）

○事務局（宮沢英昭君） ご着席ください。

それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事の進行を

お願いいたします。

○議長（中島完二君） それでは、議事に入る前に、6番、井口勝也委員のオンライン参加について、皆様からの同意を得たいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、井口勝也委員のオンライン出席を認めます。参加方法につきましても前回同様となりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、本定例総会ですが、現在の出席委員が23名で、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条の3の規定により、本会議は成立いたします。

なお、9番、平川邦夫委員から欠席届が提出されております。

また、この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づいて行いますので、発言には十分配慮をお願いいたします。

○議長（中島完二君） 次に、議事録署名委員の指名を行います。

安曇野市農業委員会会議規則第19条の規定により、議長において指名をいたします。

22番、塚田善久委員、23番、佐原悦司委員の2名をお願いをいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条の規定により総会の会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長の決することといたします。

それでは、本日の日程に従いまして進めてまいります。

議事に入る前に、議案の訂正等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 議案の訂正をお願いします。

議案集4ページ、申請番号23番、転用施設の欄ですが、「一般住宅」と記載してございますが、「住宅」に訂正をお願いいたします。

続いて、7ページ、申請番号32番の転用事由、「現在、実家に」と記載してございますが、「現在、妻の実家に」ということで訂正をお願いいたします。

続いて、9ページ、申請番号3番の現況地目、「畑」と記載してございますが、「山林」に訂正をお願いします。

続いて、14ページ、整理番号17番、表左側の下ですけれども、現況地目、田の計を「14筆」と記載してありますが、「12筆」に、これに伴いまして、計の「16筆」を「14筆」に訂正をお願いいたします。

訂正は以上でございます。

本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、豊科、堀金、明科地域は3月25日に、穂高、三郷地域は3月26日に地域委員会を開催し、協議をしております。本日の審議は総会のご意見を求めるものでございます。

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審議

○議長（中島完二君） それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請審議を上程いたします。
10 番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） それでは、議案集の 1 ページをお願いします。申請番号 10 番です。
申請地は豊科地域で、現況地目は田、面積が 416㎡です。
受人の経営面積は 416㎡、渡人の経営面積が 1,443㎡です。
申請番号 10 番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第 3 条第 2 項の
各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
位置等につきましては、別冊資料の 2 ページ、3 ページでご確認ください。
委員番号 15 番、図面番号 1 番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号 10 番の担当
地区委員の説明をお願いいたします。

○15 番（丸山隆也君） 15 番、丸山でございます。
申請番号 10 番について説明を申し上げます。
渡人は仕事の都合で耕作が困難なため、申請地を譲渡したい。受人はすぐ近くの申請地を
譲り受け、申請地に隣接する所有農地とともに管理をしたい。こういう事由でございます。
審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意
見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。
これより採決を行います。
本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。
続いて、11 番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号 11 番です。
申請地は豊科地域で、現況地目は田、面積が 14㎡です。
受人の経営面積は 1 万 6,483㎡、渡人の経営面積が 1,354.67㎡です。
申請番号 11 番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第 3 条第 2 項の
各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
位置等につきましては、別冊資料の 4 ページ、5 ページでご確認ください。
委員番号 24 番、図面番号 2 番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請事由の説明をお
願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から、申請番号11番について説明いたします。

申請事由は、渡人は高齢で耕作が困難なことから申請地を譲渡したい。受人は規模拡大による農地集積をしたいということであります。

審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、12番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号12番です。

申請地は三郷地域で、現況地目は畑、面積が6,170㎡です。

受人の経営面積は6万6,055㎡、渡人の経営面積が6,064㎡です。

申請番号12番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページ、7ページでご確認ください。

委員番号19番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号12番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○19番（降幡修二君） 委員番号19番、降幡です。

申請番号12番についてご説明申し上げます。

渡人は受入より既に耕作していない申請地を譲り受けたいと申出があり、譲渡することとした。受人は経営拡大を考えていたところ、申請地の話をいただいたため、購入することとした。以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、13番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号13番です。

申請地は三郷地域の2筆で、現況地目は田及び雑種地、面積が計489㎡です。

受人の経営面積はゼロ、渡人の経営面積が458㎡です。

申請番号13番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページ、9ページでご確認ください。

委員番号16番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号13番の担当地区委員の説明をお願いします。

○16番（川上辰昇君） 16番、川上です。

申請番号13番についてご説明申し上げます。

渡人は申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅に隣接する農地を買い受け、営農をしたいという理由であります。

ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

続いて、14番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 2ページをお願いします。申請番号14番です。

申請地は堀金地域の2筆で、現況地目は畑及び田、面積が計835㎡です。

受人の経営面積はゼロ、渡人の経営面積が835㎡です。

申請番号14番の受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。

委員番号13番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号14番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 13番、藤原です。よろしくお願いします。

渡人は県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は自宅のすぐ近くの申請

地を譲り受け、営農したい。

以上、審議をよろしくお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可といたします。

議案第2号 農地法第4条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第2号 農地法第4条許可申請審議を上程いたします。

6番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 3ページをお願いします。申請番号6番です。

申請地は豊科地域の農振農用地で、現況地目は畑、面積が808㎡です。

申請内容は農業用施設用地、倉庫、車庫、作業場、資材置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号21番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号6番の担当地区委員の説明をお願いします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号6番についてご説明いたします。

転用事由ですが、申請人は農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、7番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号7番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、現況地目は田、面積が66㎡です。

申請内容は住宅敷地、車庫で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号21番、図面番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号7番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号7番についてご説明いたします。

転用事由ですが、申請人は現在の敷地だけでは駐車場が不便なため、申請地に車庫を建築したいとのことです。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、8番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号8番です。

申請地は豊科地域の農振農用地で、現況地目は田、面積が655㎡です。

申請内容は農機具小屋、農業用資材置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号21番、図面番号5番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号8番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○21番（渡辺正幸君） 21番、渡辺です。

申請番号8番についてご説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいとのことです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、9番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号9番です。

申請地は三郷地域の農振農用地で、現況地目は農業用施設、面積が250㎡です。

申請内容は農業用施設、倉庫で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号22番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号9番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○22番（塚田善久君） 22番、塚田です。

申請番号9番について説明します。

転用事由は、申請人は農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請をしたいというものです。

以上、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地法第5条許可申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第3号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。

23番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 4 ページをお願いします。申請番号23番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、現況地目は畑、面積が333㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号15番、図面番号6番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号23番の担当地区委員の説明をお願いします。

○15番（丸山隆也君） 15番、丸山です。

申請番号23について説明をいたします。

借人は現在借家に住んでいるが、手狭になったため、利便性のよい申請地に住宅を建築したいという事由でございます。

審議をよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、24番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号24番です。

申請地は豊科地域の2筆で第1種農地です。現況地目は田、面積が計499㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号24番、図面番号7番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号24について説明いたします。

転用事由は、借人は、現在実家に居住しているが、手狭になったため利便性のよい申請地に住宅を建築したいということであります。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、25番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号25番です。

申請地は豊科地域の2筆で第1種農地です。現況地目は雑種地及び田、面積が計22.21㎡です。

申請内容は住宅敷地、庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号24番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(沖 和義君) 事務局から申請番号25番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということであります。審議をお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、26番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 5ページをお願いします。申請番号26番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、現況地目は田、面積が50㎡です。

申請内容は住宅敷地、庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26、27ページでご確認ください。

委員番号24番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号26番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地を住宅敷地として利用しているが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということでございます。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、27番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号27番です。

申請地は豊科地域の第1種農地で、現況地目は田、面積が6.67㎡です。

申請内容は住宅敷地、庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号24番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局（沖 和義君） 事務局から申請番号27番について説明いたします。

転用事由は、受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということでございます。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま説明がございましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、28番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号28番です。

申請地は豊科地域の第2種農地で、現況地目は雑種地、面積が223㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号10番、図面番号8番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号28番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○10番（長崎 要君） 10番、長崎です。

申請番号28について説明いたします。

転用事由ですけれども、借人は、現在実家に居住しているが、今後のことを考えて実家の隣の申請地に住宅を建築したいということでございます。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、29番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 6ページをお願いします。申請番号29番です。

申請地は穂高地域の第1種農地で、現況地目は畑、面積は183㎡です。

申請内容は住宅敷地、通路、庭で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32、33ページでご確認ください。

委員番号20番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号29番の担当地区委員の説明をお願いします。

○20番（浅川増行君） 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号29につきまして、転用事由を説明いたします。

受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請をしたい。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、30番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号30番です。

申請地は穂高地域の2筆で、第2種、第3種農地です。現況地目は畑、面積が計1,605㎡です。

申請内容は建売住宅4棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34、35ページでご確認ください。

委員番号20番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号30番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○20番(浅川増行君) 委員番号20番、浅川でございます。

申請番号30につきましてご説明申し上げます。

転用事由ですが、受人は申請地の利便性がよく販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。以上、審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(中島完二君) ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(中島完二君) 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、31番案件について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局(松島弘泰君) 申請番号31番です。

申請地は穂高地域の第2種農地で、現況地目は田、面積が404㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36、37ページでご確認ください。

委員番号6番、図面番号3番です。審議をお願いします。

○議長(中島完二君) 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号31番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○6番(井口勝也君) 6番、井口です。

申請番号31番についてご説明いたします。

転用事由は、借人は現在実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したい。審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、32番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 7ページをお願いします。申請番号32番です。

申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。現況地目は田及び畑、面積が計499㎡です。

申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の38、39ページでご確認ください。

委員番号5番、図面番号4番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号32番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○5番（田口博之君） 委員番号5番、田口でございます。

申請番号32についてご説明いたします。

転用事由でございますが、借人は現在妻の実家に居住しているが、今後のことを考え、実家に近い申請地に住宅を建築したいということでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、33番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 申請番号33番です。

申請地は堀金地域の4筆で、第3種農地です。現況地目は田、面積が計2,292㎡です。

申請内容は建売住宅10棟で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の40、41ページでご確認ください。

委員番号13番、図面番号2番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号33番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○13番（藤原光弘君） 33番の件についてご説明します。13番、藤原です。

本人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上です。ご審議をよろしくお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

どうぞ、渡辺さん。

○21番（渡辺正幸君） カラーの図面のほうを見ると筆数が3つ。申請書のほうは4筆となっているがもう1筆あるということですか。

○議長（中島完二君） 事務局で。

○事務局（松島弘泰君） 議案書のほうですが、2347-1がAとBに分かれております。これが登記上で分かれているわけではなくて、任意分割されている。過去に何らかの事情があって違う表記をしていたのか、そういったことです……

○21番（渡辺正幸君） 2つで1筆ということですね。

○事務局（松島弘泰君） そうです。図面上は3筆、議案書上は4筆ということです。

○21番（渡辺正幸君） 同じ地番で2つあるので、ちょっと考えられない。いいです、分かりました。

○議長（中島完二君） よろしいでしょうか。

そのほかに何かございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続いて、34番案件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 8ページをお願いします。申請番号34番です。

申請地は明科地域の9筆で、第2種農地です。現況地目は田及び畑、面積が計2,916㎡です。

申請内容は駐車場用地で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の42、43ページでご確認ください。

委員番号1番、図面番号1番です。審議をお願いします。

○議長（中島完二君） 以上、事務局から説明がありましたが、続いて、申請番号34番の担当地区委員の説明をお願いいたします。

○1番（池上洋助君） 1番、池上です。

34番について転用事由の説明をいたします。

受入は、社員用駐車場が不足している商業施設の依頼を受け、申請地を駐車場として造成したい。また、造成後につきましては社員駐車場及び一般向けの駐車場として活用したいということであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま担当地区委員から説明がありましたが、これにつきまして意見、質問等ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について申請どおり許可に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第4号 農地の非農地決定申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第4号 農地の非農地決定申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 9ページをお願いします。農地の非農地決定申請審議です。

申請番号3番です。

申請地は明科地域で、現況地目は山林、面積は28㎡、現況は山林化し復元困難となっております。

申請番号3番については現地確認を実施しており、明科地域委員会では非農地と認められるものと確認しています。

位置等につきましては、別冊資料の44ページでご確認ください。ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、申請番号3番につきまして、意見等ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決に入ります。

本案について原案どおり非農地と決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり決定いたします。

議案第5号 相続税納税猶予に係る証明申請審議

○議長（中島完二君） 次に、議案第5号 相続税納税猶予に係る証明申請審議を上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局（松島弘泰君） 10ページ、11ページをご覧ください。

相続税納税猶予に係る証明書交付の申請審議です。

相続税納税猶予については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等を引き続き営農しているかを農業委員会が確認し、証明書を交付することとなっております。

申請番号3番については、豊科地域の8筆で、現況地目は田、面積は計8,633㎡です。

申請番号4番については、豊科地域の7筆で、現況地目は田及び畑、面積は計1万2,207㎡です。

該当の農地については、豊科地域委員会で適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の45、46ページでご確認ください。

ご審議をお願いいたします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして質問等ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これから採決に入ります。

本案について、原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により証明書の交付を承認いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）

○議長（中島完二君） 次に、議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）の審議でございますが、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定により、委員番号23番、佐原悦司委員につきましては、一時退席をお願いいたします。

（23番 佐原悦司君 退席）

○議長（中島完二君） それでは、議案第6号 農用地利用集積計画審議（所有権移転）について上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（松島弘泰君） 12ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の所有権移転について安曇野市長から決定を求められていますので、ご説明いたします。

整理番号12番です。

権利の移転をする土地は、豊科、明科地域の3筆で、現況地目は田、面積は計3,314㎡、目的は水稻、移転・引渡しの時期ともに令和6年4月15日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号13番です。

権利の移転をする土地は、穂高地域の3筆で、現況地目は畑及び田、面積は計2,665㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年4月22日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号14番です。

権利の移転をする土地は、穂高地域の3筆で、現況地目は田、面積は計2,480㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年4月22日、法律関係は売買です。

13ページ、14ページをお願いします。

整理番号15番です。

権利の移転をする土地は、穂高地域で、現況地目は田、面積は927㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年4月22日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号16番です。

権利の移転をする土地は、穂高地域の2筆で、現況地目は田、面積は計3,005㎡、目的は公社買入、移転・引渡しの時期ともに令和6年4月22日、法律関係は売買です。

続いて、整理番号17番です。

権利の移転をする土地は、堀金地域の14筆で、現況地目は田及び畑、面積は計2万8,936㎡、目的は水稻、柿、ブルーベリー、移転・引渡しの時期ともに令和6年4月15日、法律関係は売買です。

以上6件ですが、全ての案件について改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長（中島完二君） ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

どうぞ、田口さん。

○5番（田口博之君） 5番、田口でございます。

教えてもらいたいのですが、公社の部分のそれぞれの数字はどういう数字なのか、教えてもらえれば助かります。

公社の中に、自作とか買入とかいろいろと数字が出てきますけれども、これはどんな状態の公社の扱いですか。

○事務局（松島弘泰君） この経営面積等につきましては、この議案をつくった時点の台帳に載っている公社の名義になっているもの、その合計です。これから、公社の利用になっていればこの面積が減りますし、買入が増えればこの面積が増えるという形になると思います。

○5番（田口博之君） 自作をしているということですか。

○事務局（沖 和義君） 事務局のほうから説明いたします。

公社のほうが売り買いをさせていただく関係で、公社売買で、公社が取得した段階で、公社が農地を管理しているということで自作のほうに入っています。公社が実際に耕作をしているということではなくて、所有権の移転の途中ということで面積が載っているものでありますので、処理の時点によって面積がそれぞれ異なっているかと思います。

○5番（田口博之君） ありがとうございます。よく分からないけれども、その時点で数字が変わってきてもいいような気がするんですけども、同じ数字が並んでいるような気がしますけれども。

○事務局（松島弘泰君） この議案をつくった時点の面積が載るものですから、議案に全部で7件ですか、今回の場合、これを全部入れた段階で、トータルどうなっているかというのがここに自動的に出てくるものですから、そこについては、載せなくてもいいのかなというところもありますけれども、台帳上出てきてしまうので、こういう形になっています。

○5番（田口博之君） 大体分かりました。ありがとうございました。

○議長（中島完二君） いいですか。

○5番（田口博之君） はい。

○議長（中島完二君） この経営面積の中には、売買される面積も入っているということか。

○事務局（松島弘泰君） 売買される面積が入ります。

○議長（中島完二君） もう既に入っているということか。

○事務局（松島弘泰君） 今回つくる時点で、これを入力する前の数字がここになります。

○議長（中島完二君） ああ、そうですか。

よろしいですか。

そういうことでございます。よろしいでしょうか。

そのほか何かご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中島完二君） それでは、これより採決を行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（中島完二君） 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画（所有権移転）を決

定いたします。

(2 3 番 佐原悦司君 復席)

議案第 7 号 農用地利用集積計画審議 (利用権設定)

○議長 (中島完二君) 次に、議案第 7 号 農用地利用集積計画審議 (利用権設定) について上程いたします。

事務局から議案の説明をお願いいたします。

○事務局 (松島弘泰君) 15 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 号の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による安曇野市農用地利用集積計画の利用権設定について、安曇野市長から決定を求められていますので、ご説明いたします。

公告日は令和 6 年 3 月 27 日です。

設定件数は、総数 228 件、72 万 1,466 m²です。うち新規分については総数 122 件、40 万 9,563 m²です。

期間別設定面積につきましては、9 か月から 20 年までの期間で設定があり、詳細は一覧表のとおりです。

設定筆数は、総計 503 筆で、耕作者は 113 人、所有者が 209 人となっております。

利用権設定の一覧につきましては、16 ページから 31 ページです。32 ページから 33 ページは農地中間管理事業一括方式分です。

全て改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、審議をお願いします。

○議長 (中島完二君) ただいま事務局から説明がありましたが、これにつきまして意見等ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中島完二君) ただいま異議なしとの声がありました。

これより採決を行います。

本案について原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長 (中島完二君) 全員挙手により原案のとおり農用地利用集積計画 (利用権設定) を決定いたします。

○議長 (中島完二君) 以上をもちまして全ての議事が終了いたしました。

何か質問がありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（中島完二君） それでは、長時間にわたる慎重審議、ありがとうございました。

以上で定期総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局（宮沢英昭君） 会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を佐原会長代理からお願いいたします。

○会長代理（佐原悦司君） 長時間にわたりましてご苦労さまでございました。

1点だけお話をさせてください。能登半島地震の後、軽トラックの盗難が結構出ているという話を聞いております。これから田畑で農作業等々やるわけでございますけれども、軽トラックも鍵をかける、室内には物を置かない、そのようなことを十分確認しながら、地域の方々、また地域委員会ではお話をさせていただくよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして安曇野市農業委員会定例総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

○事務局（宮沢英昭君） ご起立ください。礼、お疲れさまでした。

午後 2時51分 閉会